

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対して提出された意見及び総務省の考え方

No.	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>質問をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法」とは具体的にどういった方法を指しますか。 また、電磁的記録（うち、光ディスク等に複写できない特性を持つもの）の開示の実施方法に関しこちらを追加することによって、開示を実施する側と実施される側にどういったメリットが生じることとなりますでしょうか。 <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法」については、例えば、各府省等のシステム等に開示の実施の対象となる電磁的記録をアップロードし、それを開示請求者がダウンロードする方法を想定しています。 本改正は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）を踏まえた新たな情報通信技術の導入・活用に資するものであり、開示の実施の方法に係る選択肢が増えることとなるものです。 	無
2	<p>以下、意見を行なう。</p> <p>>別表七 >ロ 1 ファイルにつき 410 円というのは、不当に高いと考える。 再度述べる。不当に高いと考える。 1 ファイルにつき 100 円以下にされたい。 （なお、機器についての費用の問題等を言うのであれば、固定費用的に機器の費用の支払いを行なわせる形にするとよいのではないかと考える。）</p> <p>>別表七 >ホ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 つめの御意見（別表七の項ロ関係）については、今般の改正の対象ではありませんが、開示実施手数料の額については、それぞれの事務に要する実費を積算し、その範囲内で利用しやすい額となるよう設定されております。 2 つめの御意見（別表七の項ホ～ル関係）については、今般の改正の対象ではありませんが、開示実施手数料の額に 	無

<p>>へ >ト >チ >リ >ヌ >ル</p> <p>1 ファイルごとに 210 円というのは、不当に高いと考える。 再度述べる。不当に高いと考える。 1 ファイルにつき 100 円以下にされたい。</p> <p>>全体的に 「イロハニホヘト」の項記述はいい加減止めるようにされたい。 使用するのは不適切である。(行政に雅さなど不要である。そして元の歌自体があまり好ましいわけでもないものである。行政はちゃんとそういうセンスを持っていたきたい。) 五十音順(「アイウエオ」、数字等の無機質な項記述とされたい。 「イロハニホヘト」の項記述の法令・規則については、 どんどん改正して他の記述(五十音順、数字等)に変更を行なっていくようにされたい。</p> <p>意見は以上である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>については、それぞれの事務に要する実費を積算し、その範囲内で利用しやすい額となるよう設定されております。</p> <p>・ 3 つめの御意見(項記述関係)については、今般の政令改正に特有のものではなく、法制執務の一般的ルールであるものと承知しています。</p>	
---	---	--

○提出意見数：2件

※提出意見数は、意見提出者数としています。